



神奈川県 消防設備会報

第46号 令和4年1月



みなとみらいのユリカモメ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail:info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第46号 令和4年1月） 目次

新年のあいさつ	(一財)神奈川県消防設備安全協会理事長 西津英二…………… 1
	神奈川県くらし安全防災局長 花田忠雄…………… 2
	神奈川県消防長会会長(川崎市消防局長) 日迫善行…………… 3
寄稿・消防機関から	
	消防用設備等の適正な維持管理に向けて
	横浜市消防局予防部 指導課長 間正勝司…………… 4
表彰の栄誉に輝いた方々……………	7
令和3年度各種講習会の結果概要(中間結果)……………	8
令和3年8月以降の主な通知等……………	10
協会からのお知らせ……………	11

表紙:みなとみらいのユリカモメ

横浜のみなとみらい地区を散歩していると、ユリカモメの群れをよく見かける。
橋の欄干に一群を見つけたのでレンズを向けると、逃げるどころか寄ってきて目線をくれる始末。野性味がないなあと思いつつ、彼らも人間の事をよく研究しているのだろう。間合いの探り合いが楽しい瞬間でもあった。

(写真・文提供:株式会社東晃防災 清水正仁様)



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

令和4年の新春を迎え、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。皆様方には、常日頃ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍が続く中に始まり、直前まで憂慮された東京オリンピックは無観客での開催となりました。本来であれば、インバウンド需要の高まりによる景気の持ち直しが期待されていたわけですが、霧が晴れないまま、辛抱の時期が続いております。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大の波を何度か繰り返し、オミクロン株という新たな変異株の発生もあり、世界的に感染拡大が続いています。日本でも予断を許さぬ状況ではありますが、ワクチン3回目接種の推進、治療薬の開発など明るい兆しもあり、誰もが一日も早い終息を願っているところです。

災害関連についてですが、台風等による大雨、静岡県熱海市での大規模な土石流などによる被害が発生しました。

大規模な災害の影響を最小限に抑えるためには、関係機関の一層の連携、効果的な情報伝達、災害全般に備えた訓練等の不断の取組みが求められます。

消防用設備等の設置や維持管理の適正化に携わる私どもは、県民生活の安心・安全の確保の一翼を担っており、その自覚を一層強くし、消防設備等の点検等を通じて県民の皆様の「生命と財産」を守るため、実効性ある取組みを推進していく所存です。

当協会では、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、「消防設備点検表示制度」（点検済ラベル）の推進など、消防設備等の適正化等が毎年一步でも前進するよう努めています。

県民の皆様が、安全で安心して暮らせる地域づくりのため、今後も、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様と連携、協力して、全力で活動していく所存です。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長
花 田 忠 雄

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にもご尽力いただいております、深く敬意を表します。

加えて、各種講習会の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

令和3年7月には、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となり、静岡県熱海市では大規模な土石流災害が発生し、死者26名、行方不明者1名など、甚大な被害が生じました。本県は県内消防（局）本部と連携し、緊急消防援助隊を派遣して被災地での活動を行いました。

こうした大規模な災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、不断の取組が何よりも重要です。

県では、被災地の消防本部だけでは対応できない災害発生時に、県と県内消防本部が一丸となって県内の被災地を応援する「かながわ消防」の取組を平成28年度から進めています。

その一環として、今年2月上旬に、県内の全消防本部が参加し、県内で発生した大規模地震により、倒壊した建物や土砂災害発生現場での救助を想定した「かながわ消防訓練」の実施に向けて準備を進めています。

これからも、このような取組を積極的に実施し、災害対応能力の向上を図りたいと思っています。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

日 迫 善 行

令和4年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、一昨年から世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、国民の生活様式は大きく変わり、新しい仕事の進め方や働き方が求められています。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うばかりでございます。

そのような状況の中、昨年も各地で風水害が発生しており、7月には静岡県や神奈川県を中心とした記録的な大雨により静岡県熱海市においては大規模な土石流の発生、8月には九州地方を中心とした豪雨により尊い人命と財産が失われました。また、10月以降は日本各地において最大震度5強の地震が頻発しており、各地において不安が生じています。

私ども消防機関は、こうした災害の実態等をしっかりと踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要対策など、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

また、防火・防災に向けた安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上、防災物品の普及促進等を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置率の向上と併せて、その更新・維持管理対策等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏無事な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

消防用設備等の適正な維持管理に向けて

横浜市消防局予防部 指導課長 間 正 勝 司

1 はじめに

昨年は、一昨年に引き続き新型コロナウイルス感染の波が繰り返され、社会生活への多大な影響が続く1年となりました。また、1月、4月には東京都で「二酸化炭素消火設備の誤放出事故」、5月には兵庫県姫路市で「消火器の破裂事故」、7月には静岡県熱海市で「大規模土砂災害」、11月には大阪市で「倉庫火災」、そして、12月にも大阪市で20名以上の方が亡くなられた「ビル火災」が発生するなど、災害の多い1年でもありました。横浜市では、火災件数が前年に比較して大幅に増加した年となったことから、火災予防広報の強化に取り組んでいるところです。

火災による被害を最小限にするには防火管理面に加え、消防用設備等の適切な設置と維持が不可欠ですが、昨年5月の新聞で、「消防用設備に義務付けられた点検報告の実施率が5割程度にとどまっている。周知不足に加え、報告手続きの煩雑さが影響しているとみられる。」と報道されたことを記憶されている方も多いのではないのでしょうか。

課題は、全国の消防本部も同様だと思いますが、消防用設備等の点検及び報告に関する横浜市消防局の取組について、紹介させていただきます。

2 消防用設備等の点検・報告

消防用設備等は、いざ火災が発生した際に確実に機能を発揮するように日頃からの維持管理が重要です。そのため、消防法で、消防用設備等の点検及び報告が義務づけられ、維持管理に効果をあげているところですが、実施状況が十分でない等の課題も多くあります。

法令等により消火器を設置した場合は、6か月ごとの点検が必要になります。

また、点検の結果を1年又は3年ごとに管轄の消防署に報告する必要があります。

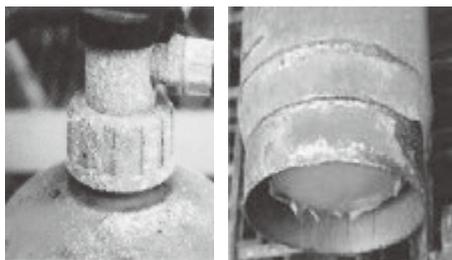
※建物の延べ床面積が1,000㎡以上の場合は、

資格を有する者（消防設備士・消防設備点検資格者）による点検が必要です。

3 消火器の破裂事故の概要

令和3年5月に兵庫県姫路市で発生した火災で、従業員の方が初期消火で使用した消火器が破裂し、負傷する事故が発生しました。破裂した消火器は、長い間点検されておらず、底面が腐食したもので、令和3年12月31日までに交換する必要のあった「旧規格の消火器[※]」でした。事故発生後、「消火器の破裂事故に係る注意喚起等及び調査について」（令和3年6月23日消防予第296号）が消防庁から通知され、横浜市でも注意喚起を実施しました。

<消火器の腐食・劣化>



※「旧規格の消火器」・製造年が2011年以前のもので、適応火災のマークが文字表示のもの



4 消防用設備等の点検実施率向上への取組

(1) 民間企業との共創による広報

当局においても、長い間点検されていない対象物がありましたが、そのほとんどは、定期的な立入検査の実施対象としない小規模な工場や共同住宅などでした。そのため、これらの対象物への効果的な注意喚起が課題となっていました。

そこで、「横浜市防災機器販売協同組合（以下「協同組合」という。）」との官民連携の共創事業により、協同組合と当局との連名の「啓発チラシ」を作成し、これらの建物関係者に郵送する方法などにより注意喚起を実施しました。



啓発チラシ（裏面は組合員名簿となっています。）

(2) オンラインによる報告の検討（電子申請の実証実験）

新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメントの実現のために、消防行政においても書面主義、押印主義及び対面主義の見直し等、「行政手続のオンライン化の推進」が喫緊の課題となっている中、横浜市消防局は、総務省消防庁が実施する「マイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の受付に関する実証実験」に参加（全国5消防本部）し、火災予防分野における電子申請の実験に協力しました。

実証実験ですので様々な課題等がありましたが、「消防用設備等点検結果報告」について消防設備業者の方々からは、「対象物の最寄りの消防署まで届出に行かなくて、時間が節約できる。」、「郵送の際の返信用封筒などの準備が無くて助かる。」などという好意的な意見をたくさんいただきました。利便性の向上が点検報告・実施率の向上につながるよう、引き続き、正式な運用に向け、検討していきます。

5 おわりに

消防用設備等に係る点検及び報告の実施を徹底し、防火対象物の関係者及び利用する方々の安全確保を図るためには、私たち消防機関だけでなく、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び協会の皆様との相互協力が必要不可欠なのは、言うまでもありません。引き続き、消防用設備等に係る点検及び報告による適正な維持管理にご協力いただくとともに、新たな視点での共創事業にもご協力をいただけますよう、お願いいたします。

表彰の栄誉に輝いた方々

令和3年度消防設備保守関係等表彰

◇消防設備保守関係功労者表彰

消防庁長官表彰受賞者（全国で30名）

・朝倉 和美 様 有限会社ヤマト消防設備 代表取締役

◇消防設備保守関係者表彰

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

- ・田中 親 様 高橋防災株式会社 代表取締役
- ・三井 健裕 様 三井防災株式会社 代表取締役
- ・渡部 伸 様 日商工業株式会社 代表取締役
- ・八生設備株式会社 様

（消防設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰）

表彰式（消防庁、一般財団法人日本消防設備安全センター共催）

日 時 令和3年11月5日（金） 午後2時～
場 所 明治記念館



令和3年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和3年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者
消火設備（1・2・3類）	10月5日・10月28日・11月10日 11月18日	452
警報設備（4・7類）	10月6日・10月13日・10月15日 10月26日・11月11日・11月16日	944
避難設備・消火器（5・6類）	10月7日・10月14日・10月27日 11月9日・11月17日	706
計	15回	2,102

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	6月2日～6月4日	12月1日～12月3日	受講者合計
受講者数	105	103	208

第2種

実 施 日	6月8日～6月10日	12月7日～12月9日	受講者合計
受講者数	105	94	199

1種・2種合計 407

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	4月13日	6月29日	7月14日	受講者合計
受講者数	78	101	107	286

第2種

実 施 日	4月14日	6月30日	7月15日	受講者合計
受講者数	60	93	108	261

1種・2種合計 547

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	11月24日・25日	受講者数	79
-----	------------	------	----

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月別	5月			6月	7月	7月	8月	9月	11月	12月	受講者 合計
実施日	13・14日	20・21日	27・28日	16・17日	8・9日	20・21日	26・27日	7・8日	29・30日	14・15日	
受講者数	58	46	115	74	97	126	67	47	118	76	

(2) 乙種防火管理講習

実施日	4月23日	7月26日	8月25日	受講者合計
受講者数	64	85	71	220

(3) 甲種防火管理再講習

実施日	5月11日	6月18日	受講者合計
受講者数	37	60	97

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	6月15日	10月21日	受講者合計
受講者数	72	63	135

◆ 防火・防災併催講習

上記の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	7月27・28日	8月18・19日	9月16・17日	受講者合計
受講者数	117	117	48	282

〈令和3年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防危第173号	8月2日	消防庁予危険物保安課長	令和2年度中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況について
消防予第462号	9月14日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について
消防予第459号	9月17日	消防庁予防課長	「防災表示者登録要綱」の一部改正について
消防消第366号 消防予第471号 消防危第214号 消防特第185号	9月21日	消防庁次長	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について
事務連絡	10月21日	消防庁予防課	令和3年1月から同年6月までに発生した製品火災に関する調査結果について
消防消第412号 消防予第522号 消防危第234号 消防特第207号	10月22日	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安課長 消防庁特殊災害室長	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行に伴う留意事項について
消政策第940号 消安全第384号 消防総第684号	11月24日	消防庁課 消防庁予防課長 消防庁	「消費者事故等の通知について」の一部改正について
事務連絡	12月1日	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
情報提供	12月8日	文化庁文化資源活用課長	重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針の策定について
消防予第600号	12月19日	消防庁長官	大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検について
消防予第610号	12月24日	消防庁次長	火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について

協会からのお知らせ

当協会理事長が叙勲を受けました。

当協会理事長である西津 英二が令和3年秋の叙勲（消防関係）において旭日双光章を授与されました。協会員の皆様に厚く御礼申し上げます。



写真左 北崎 修一（一財）日本消防設備安全センター理事長
右 西津 英二（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長

——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会では、「消防用設備等点検済表示制度」の一層の充実を図るため、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところであります。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。



点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

- ◎点検立会の依頼
建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。
- ◎点検実施状況の確認
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎点検立会確認の通知
点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

- ◎優良点検事業所認定の申請
点検事業者から申請します。
- ◎点検実施状況の確認
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎優良点検事業所の認定
点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。
認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

消防用設備等
優良点検認定事業所
(一財)神奈川県消防設備安全協会

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp